

- ・「非常災害対策計画」記入例
- ・「非常災害対策計画」ひな型
(避難確保計画書なし)
- ・「非常災害対策計画」ひな型
(避難確保計画書あり)
- ・「避難確保計画」ひな型
- ・「業務継続計画（BCP）」資料
- ・その他参考資料

「非常災害対策計画」記入例

〇〇〇〇保育園 非常災害対策計画書（兼避難確保計画書）
（大阪市記入の注意点込み）

or

〇〇〇〇認定こども園 学校防災マニュアル（兼避難確保計画書）
（大阪市記入の注意点込み）

- （1 目的については、各施設に該当する通知または関係法令に基づき、記載する必要があります。）
- （2 施設の立地条件以降の項目は、全ての施設において同様の記載内容となります。）

注意点

各施設において作成されている「非常災害対策計画書」に定めていない項目がある場合は、新たに追加してください。

なお、「避難確保計画」については、令和4年2月から避難確保計画の河川に旧淀川流域等（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）が追加されています。新たに追加された地域に該当する施設は作成が必要となりますので大阪市ホームページでご確認ください。

1 目的

保育所（保育所型認定こども園を含む）・地域型保育事業

この計画は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項に基づき、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

【幼保連携型・幼稚園型認定こども園】学校防災マニュアル

この計画は、学校保健安全法第29条第1項に基づく危険等発生時対処要領のうち、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

2 施設の立地条件

本園は、大阪市北区中之島に位置し、Osaka メトロ・京阪電車淀屋橋駅下車すぐの、土佐堀川と堂島川に挟まれた中洲に立地している。

園舎は1986年（昭和61年）に完成し、地上8階建てである。

施設の耐震性は満たしている。

また、淀川の洪水時・雨水出水（内水氾濫）・南海トラフ巨大地震発生による津波発生時に避難が必要な施設には定められていないが、高潮発生時には、旧淀川流域等河川の氾濫による1階床上（0.5m～3m未満・1階床上～軒下浸水）および地下階の浸水被害が想定される。

JR・Osakaメトロ等の路線および最寄り駅〔運転休止になれば園の開始判断に影響する路線〕、淀川・大和川・神崎川・天竺川・高川・安威川・寝屋川水系、東除川・西除川・旧淀川流域等の河川・上町台地等、それぞれの立地が災害対策上のリスクにどれくらい近いかを詳しく記載してください。

また、高潮発生時、洪水時および雨水出水（内水氾濫）時に浸水想定区域内に所在し、避難が必要な施設として定められているかも明示してください。

なお、避難確保計画の策定が必要な施設とは、大阪市危機管理室ホームページに掲載されている高潮や河川氾濫の水害による浸水想定区域内に所在し、かつ「大阪市地域防災計画資料編（別表）」に定められた施設です。また、各区のホームページに記載のハザードマップも参考にしてください。

水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

（令和4年5月現在）危機管理室ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

3 災害に関する情報の入手方法

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（要配慮者利用施設等向けメール〔登録制／大阪市〕、防災情報メール〔登録制／大阪府〕）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
洪水予報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール〔登録制／大阪市〕、防災情報メール〔登録制／大阪府〕）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
水位到達情報	テレビのデータ情報・インターネット（河川防災情報／大阪府、川の防災情報／国土交通省）
警戒レベル3以上の情報	防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール〔登録制／大阪市〕、防災情報メール〔登録制／大阪府〕）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

各保育施設等での開園の判断の参考となる、本市の市立小学校・公立保育所等の運営状況については、事前に保育企画課から情報提供が可能なものはこれまでどおりメール等でも周知いたしますが、災害発災時や夜間等、保育企画課から迅速な情報提供ができない場合は、本市ホームページや、大阪市危機管理室Twitter（ツイッター）、大阪市LINE@アカウント等でも情報発信を行っていますので、ご活用ください。

【大阪市危機管理室 Twitter（ツイッター）】

https://twitter.com/kikikan_osaka

【大阪市LINE@アカウント】

<https://line.me/R/ti/p/%40quu6826b>

（検索ID：@osakacity）

4 災害時の連絡先及び通信手段の確認

（１）職員の防災連絡体制及び緊急連絡網

別紙１「職員緊急連絡網」のとおり

（２）関係先の緊急連絡先一覧

別紙２「防災関係機関等緊急連絡先一覧表」のとおり

（３）大阪市への発災初期の被災状況の報告方法

「大阪市行政オンラインシステム」により報告

（４）利用児童と保護者との緊急連絡先一覧

「利用児童緊急連絡先」のとおり（各施設で作成）

職員間や関係者との連絡体制の整備を行っていただくとともに、児童の保護者との連絡体制についても確立いただきますようお願いします。

また、本市への連絡方法（大阪市行政オンラインシステム）の記載も忘れずをお願いします。

5 避難を開始する時期、判断基準、避難誘導

【地震・火災等の場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □近隣の建物で火災が発生 □地震が発生したが、施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がないと判断された	消火活動・近隣の被災状況等の情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □施設内で火災が発生 □施設が倒壊の危険がある □近隣の建物の倒壊や、延焼などの危険性がある	119番で消防機関への通報	情報収集伝達要員
		消火器等による初期消火	消火要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

【洪水の場合】

本施設がある場所で浸水が想定されている河川

河川名	浸水深	観測地点名
川	m	地点
川	m	地点
川	m	地点

※「川の防災情報（国管理河川）」や「大阪府河川防災情報（大阪府管理河川）」等で河川水位情報をご確認の上、避難行動等にご活用ください。

洪水時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

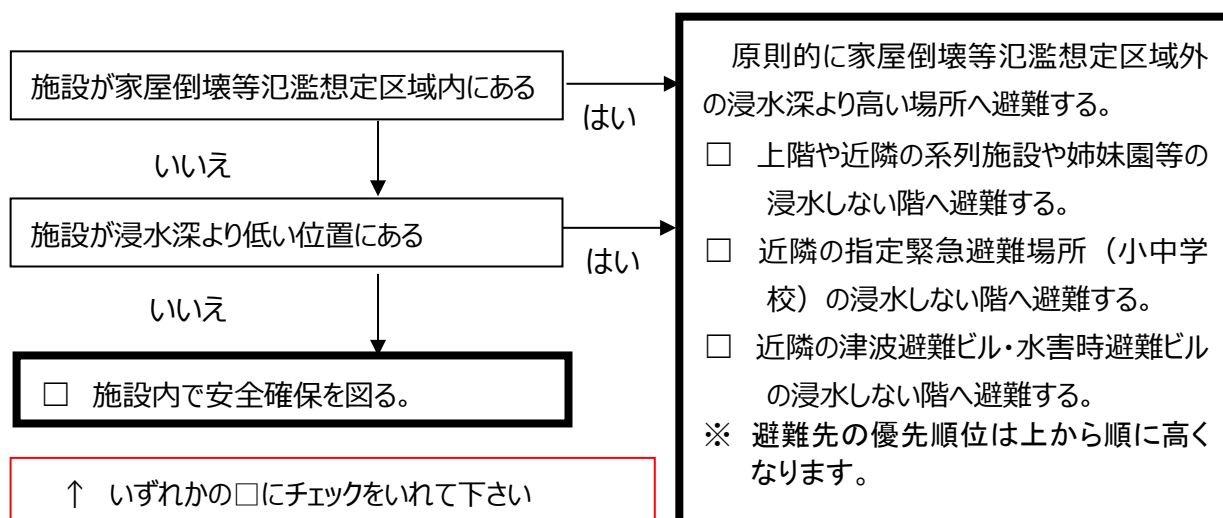
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 洪水注意報発表 ☐ 上表に記載した河川において氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 警戒レベル3の発令 ☐ 洪水警報発表 ☐ 上表に記載した河川において氾濫警戒情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 警戒レベル4, 5の発令 ☐ 上表に記載した河川において氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

上記の河川名と各河川にある水位観測所地点名は以下のとおりです。

淀川・・・枚方観測所地点
大和川・・・柏原観測所地点
神崎川・・・三国観測所地点
天竺川・・・天竺川橋観測所地点
高川・・・水路橋観測所地点

安威川・・・・・・・・千歳橋観測所地点
寝屋川水系・・・・・・・・京橋観測所地点
東除川・・・・・・・・大堀上小橋観測所地点
西除川・・・・・・・・布忍橋観測所地点
旧淀川流域等の河川・・・京橋観測所地点
(大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川)

洪水時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



洪水時の避難場所は、（ ：住所 ）とする。
 避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【避難誘導の判断基準】浸水深と建物の関係

浸水深（0.5m未満）	一般的に床下浸水の深さであり屋内で安全の確保が可能。ただし、周り比べて低い土地では必要に応じて別の安全な場所へ避難
浸水深（0.5～3m未満）	施設が 2 階以上であれば屋内で安全確保 施設が 1 階であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（3～5m未満）	施設が 3 階以上であれば屋内で安全確保 施設が 2 階以下であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（5～10m未満）	施設が 5 階以上であれば屋内で安全確保 施設が 4 階以下であれば別の安全な場所へ避難
家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水深に関わらず区域内であれば、原則的に区域外の安全な場所へ避難

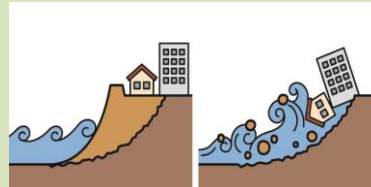
家屋倒壊等氾濫想定区域では、以下のような被害を想定しています

【氾濫流】



流速が速いため、木造施設は倒壊する恐れがあります。

【河岸浸食】



地面が削られ、建物ごと崩落する恐れがあります。

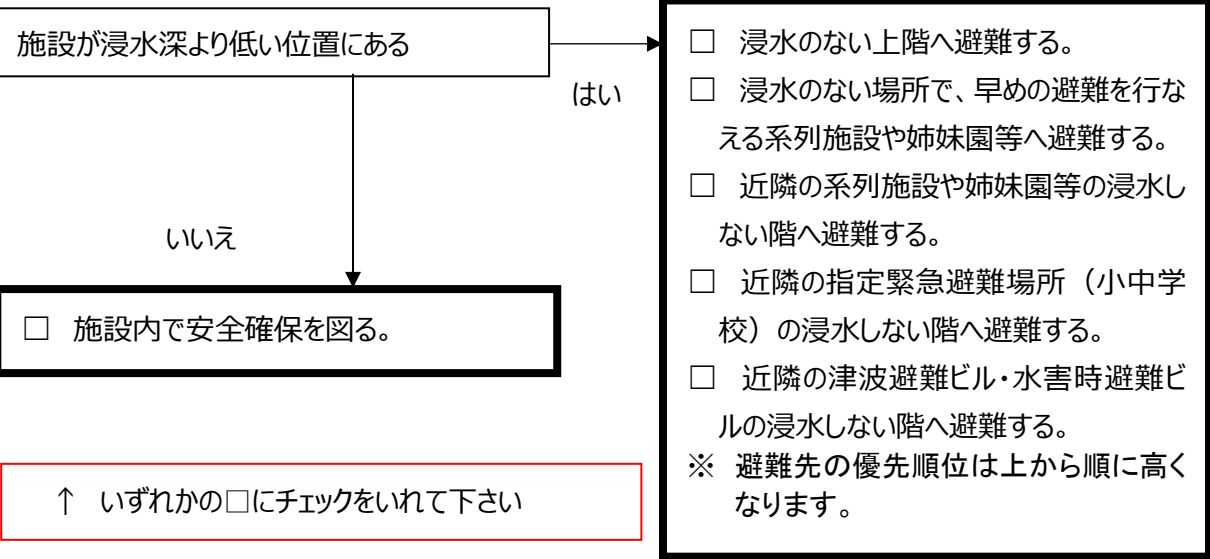
【高潮の場合】（令和 4 年 12 月に追加）

高潮時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

高潮の想定浸水深		～	m
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	【台風最接近 5 日前から】 以下に該当する場合 ☐ 台風が発生し、暴風警戒域が大阪市域にかかる予測がされた場合	気象予報等の情報収集	情報収集伝達要員
自主避難体制	【台風最接近の概ね 12 時間～48 時間前】 以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大阪府知事より、「府民へのメッセージ」が発表 ☐ 大阪市から自主避難情報の呼びかけ	大阪府・大阪市からの防災情報収集	情報収集伝達要員
		営業開始前の場合	
		休園の決定	情報収集伝達要員
		営業開始後の場合	
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
		休園の決定	避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
警戒体制	【台風最接近の概ね 6 時間～12 時間前】 以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 3 の発令	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 4, 5 の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※自主避難体制で、避難が完了できなくとも時間帯などを考慮し、避難できる体制が整い次第、随時避難を実施する。

高潮発生時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



高潮時の避難場所は、（ ：住所 ）とする。
 避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【内水氾濫の場合】

内水氾濫時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

内水氾濫の想定浸水深		～ m	
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大雨又は台風に関する気象情報発表 ☐ 大雨注意報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員

内水氾濫時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- ☒ 自施設内で安全確保を図る
- ☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

※ 警戒レベルについて

内閣府の「避難勧告等ガイドライン」改定により、大阪市でも令和元年 6 月より、従来の「避難勧告」等の避難情報を「警戒レベル」による発信の形に変更しており、警戒レベル 3 で、児童等の避難に時間を要する方とその支援者の方の避難の開始、その他の方は避難の準備となっています。

詳細は大阪市ホームページ『警戒レベルによる避難情報の発信をはじめます』を参考にして下さい。

U R L : <https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000471539.html>

【津波の場合】

津波時は、以下の体制をとる。非常体制で要配慮者を含めた施設内全体の避難誘導を実施する。

津波の浸水深	～ m
--------	---

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波注意報	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波警報 ☐ 大津波警報（特別警報）	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

津波時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- ☐ 自施設内で安全確保を図る
- ☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

いざ避難が必要な事態に陥った場合、災害発生状況がそれぞれの施設により異なること・一刻を争う状況が想定されることから、行政から各災害について個別の指示を行うことは現実的にできません。

したがって、避難の判断は、基本的には各法人・各園で、事前の計画に基づいて行っていたかなければなりません。その前提で、記載内容をご検討ください。

保育施設等では、避難に時間を要することから、高潮、洪水や内水氾濫で浸水想定区域に指定されている施設は、【警戒レベル3】が発令されたら、避難を開始してください。

ただし、「避難」とは、必ずしも避難所に避難することだけでなく、例えば水害ハザードマップ上での浸水の想定の高さに応じて、施設の3階以上など、施設内での安全な場所で待機することも可能です。

【警戒レベル3】等が発令されていない場合、突発的な災害の場合、大阪市からの避難情報が間に合わないこともあるため、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

6 避難場所

広域避難場所： ○○公園 等 (住所：大阪市○○区……)

一時避難場所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)

津波避難ビル等： ○○ビル 等 (住所：大阪市○○区……)

災害時避難所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)

施設内の安全な場所等： 園内3階教室 等

災害の種類	地震	火災
避難場所	○○小学校校庭	○○福祉センター
所要時間	徒歩○○分 車○分	徒歩○○分 車○分
距離	○○m	○○m

大阪市ホームページ等で、上記避難場所等を確認してください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000012054.html> (一覧表)

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/PositionSelect?mid=3> (マップナビおさか)

立地条件・児童数等を考慮し、できる限り複数の場所をあらかじめ指定しておくことが重要です。

なお、事態の切迫性によっては、施設の耐震性や浸水の想定の高さに応じて、施設の3階以上（垂直避難）など、施設内での安全な場所を避難場所とすることも可能です。

7 避難経路

別紙3「避難経路図」に基づく。

不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定してください。その際、所要時間も記載するようにしてください。

8 避難方法

〇〇小学校へ避難する場合

徒歩・自動車・バス・避難車・等

(〇歳児・・・徒歩、〇歳児・・・避難車 等)

利用児童の年齢や発達に応じた避難方法をあらかじめ検討しておいてください。

9 災害時の人員体制、指揮系統

別紙 4「職員招集・参集基準」のとおり

ア 総括責任者は、参集基準に基づき職員を招集し、職員は総括責任者の指示に基づき行動する。

イ 職員は、参集基準に基づき自主的に参集し、統括責任者の指示に基づき行動する。

事前に、職員の災害時の参集方法、役割分担を決めておいてください。

特に、「4 避難を開始する時期、判断基準」で、情報収集伝達要員・避難誘導要員等の役割が設定されていることから、施設内緊急連絡網において、各対応要員を割り当てておくことが重要です。

なお、各施設で消防計画を策定されているかと思いますが、消防計画でも同様の役割が設定されていると思いますので、各施設で既に設定されている表現（通報連絡班等）に置き換えていただいても構いません。

また、緊急時の総括責任者を定めて命令権限を一元化するとともに、命令を受ける班単位のリーダーも定めるなど、指揮系統を整備してください。

10 関係機関との連携体制

・災害時協定（仮称）に基づき、〔地域団体名〕等と協力し、災害時における利用児童及び地域住民の避難等において協力を行う。等

・〔地域団体名〕と年に1回、防災訓練を共同で実施。

各施設において、日頃から地域の避難訓練への参加や、地域活動協議会とのやりとり等、協力関係を築いていただいていると思いますが、非常時に連携ができるような関係があれば記載してください。

11 避難の確保を図るための設備・資器材等の整備

情報収集伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材は、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおり。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資器材等一覧】

活動の区分	使用する設備・資器材
情報収集伝達	テレビ・ラジオ・タブレット・ファックス・携帯電話・懐中電灯・乾電池・携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿・案内旗・タブレット・携帯電話・懐中電灯・携帯用拡声器・電池式照明器具・乾電池・携帯電話バッテリー 施設内一時避難のための水・食糧・寝具・防寒具

12 防災教育及び訓練の実施

毎年 月または採用時に新規採用の従業員を対象とした研修を実施する。

毎年 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

↓ 13 については自衛水防組織を設置しているときにのみご記入下さい

13 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合のみ記載）

（１）別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

これで避難確保計画の策定は終了です。

計画を作成（変更）した場合は、下記の要領により提出（報告）を行ってください。
また、提出の際には、以下のセルフチェックシートを活用して、内容をご確認ください。

（１）提出先

・【郵送または窓口持参】

大阪市危機管理室分室

住所 大阪市北区中之島 1-3-20 5階

電話 6208-8841

※郵送による提出も受け付けていますが、必ず必要料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

・【メール】

hinan-kakuho-keikaku@city.osaka.lg.jp

※ご提出いただいた避難確保計画書は、受付印を押印の上、副本をメールまたは郵送にて返送します。

郵送による返送をご希望の場合は、必要料金分の切手を貼った返信用封筒もご提出ください。

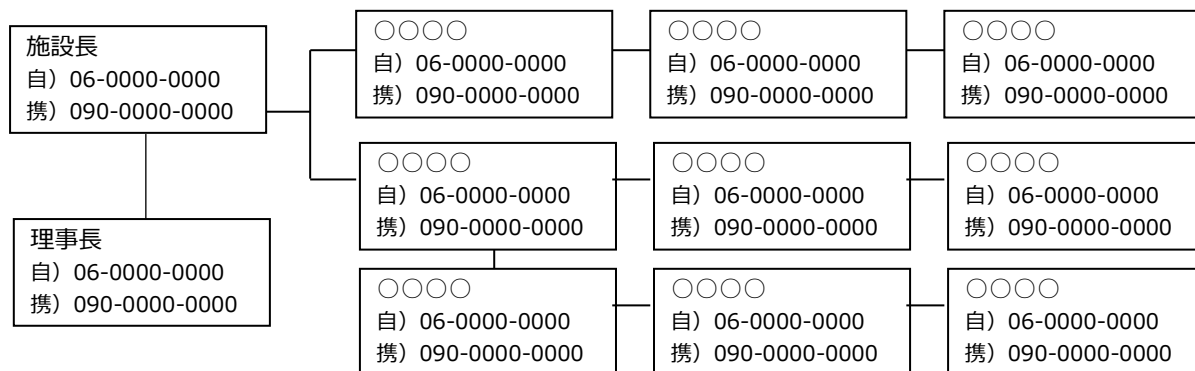
(2) 提出物

- ・避難確保計画作成(変更)報告書
 - ・避難確保計画
 - ・水害に対する避難確保計画セルフチェックシート
- 各2部、ご提出をお願いします。(メールの場合は1部を送信)

* 上記様式は、以下のホームページにあります。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html> (大阪市危機管理室)

【別紙1】職員緊急連絡網



職員の連絡先及び緊急連絡網は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。
 なお、既存の職員名簿等で代用できる場合は、その添付で差し支えありません。

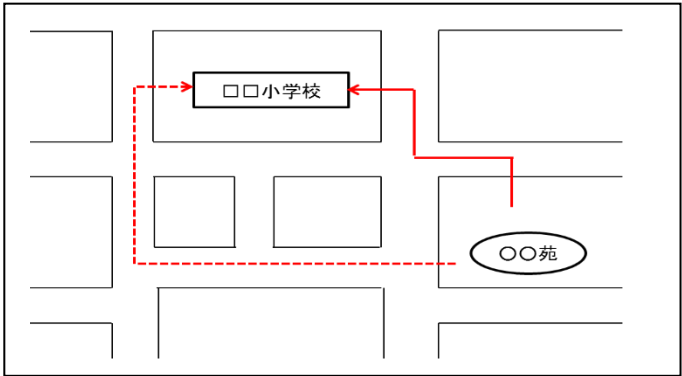
【別紙2】「防災関係機関等緊急連絡先一覧表」

	区分	機関名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
行政 機関	消防	〇〇消防署	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	警察	〇〇警察署	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	市	大阪市役所 (こども青少年局保育企画課)	06-6208-8031	06-6202-6963	kodomo- data@city.osaka.lg.jp
	区	〇〇区役所 (保健福祉課)	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
ライフ ライン	電気	〇〇電力〇〇営業所	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	ガス	〇〇ガス〇〇営業所	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	水道	大阪市水道局	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	電話	NTT西日本〇〇支店	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	インターネット		06-0000-0000	06-0000-0000	
協力 機関	〇〇自治会	会長 〇〇さん	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	自主防災組織	代表 〇〇さん	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	嘱託医	〇〇医院	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	協力福祉施設	〇〇園	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
取引 先	給食関係	〇〇給食センター	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	設備関係	〇〇メンテナンス	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇

各施設で十分に検討の上、作成してください。
 なお、既存の緊急連絡先名簿等で代用できる場合は、その添付で差し支えありません。

【別紙 3】避難経路図 （＊介護施設の例をそのまま利用しています。）

(1) 避難場所への避難経路



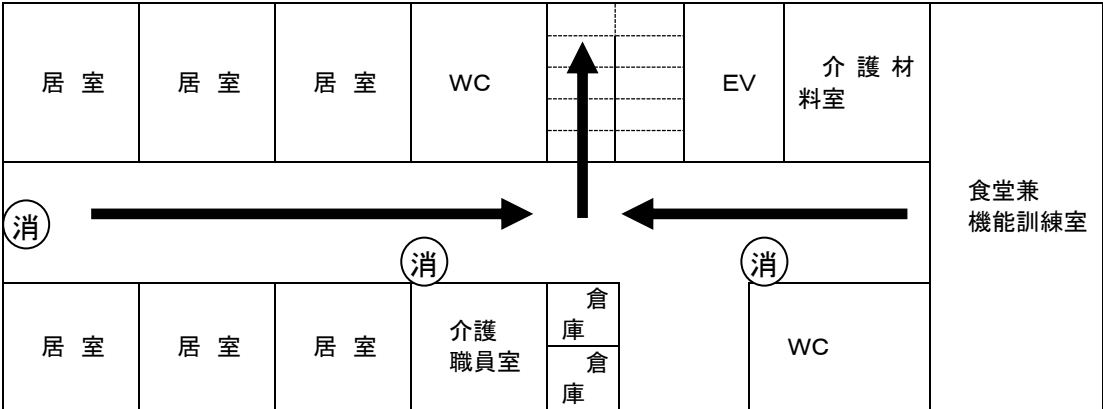
避難経路①
避難経路②

＜留意事項＞
避難経路①は、・・・・
・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・。
避難経路②は、・・・・
・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・。

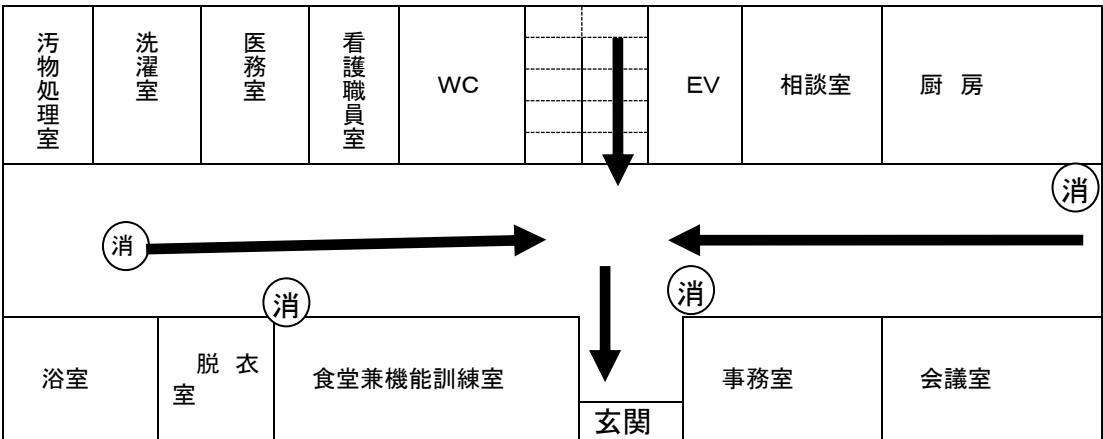
※各施設で利用者の実情や各災害の特性に応じて作成してください。

(2) 施設内の避難経路

2階



1階



消 消火器 → 避難経路

※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。

【別紙4】職員招集・参集基準

(1) 災害時の参集

職員参集基準

参集体制	参集基準	対象職員
警戒参集体制	①大阪市内に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ②大阪市内で震度5弱の地震が発生したとき	・総括責任者及び情報収集伝達要員の班長は施設に出勤すること
非常参集体制	①大阪市内に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②大阪市内に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③大阪市内で震度5強以上の地震が発生したとき ④その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び各班の班長は施設に出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

各施設で利用者の実情に応じて作成してください。
 既存のものがあれば、それで代用して構いません。

(2) 役割分担

- ・総括責任者 ◎◎◎◎(不在時の代行者 ××××)
- ・情報連絡伝達班班長 ○○○○(不在時の代行者 ●●●●)
- ・消火班班長 ◇◇◇◇(不在時の代行者 ◆◆◆◆)
- ・避難誘導班班長 △△△△(不在時の代行者 ▲▲▲▲)